

募金時税金優遇措置

個人の場合

1. 所得税

税額控除の場合

(寄付金 - 2,000円) × 40% を所得税額から控除。(税額の25%が上限) 税率に関係なく税額から直接控除されるため、多くの場合、減税効果が大きくなります。

所得控除の場合

(寄付金 - 2,000円) を所得から控除
所得控除を行った後に税率(所得によって異なる)をかけるため、所得税率の高い方(収入の多い方)に減税効果が大きくなります。

2. 寄付金控除の手続き

必要書類

学園が発行する寄付の領収証、寄付金控除の係る証明書(写)

手続方法

所得税の寄付金控除を受ける場合は、ご寄付された翌年に所轄税務署で確定申告をしてください。

法人の場合

法人の寄付金に対する免税措置には次の2つの方法があります。

1. 受配者指定寄付金 (全額損金に算入できる寄付金)

日本私立学校振興・共済事業団(以下、事業団)の受配者指定寄付金制度を利用して寄付をした会社等法人は、法人税法上、支出した寄付金の全額を損金の額に算入することが認められています。

寄付金による免税手続きには、事業団から発行される「寄付金受領書」が必要となりますが、これは寄付金入金後、学園からお送りします。寄付の申し込みから、寄付金の受領、領収書の受け渡しまで必要な手続はすべて学園を介して行われます。

詳しくは事業団ホームページ
(http://www.shigaku.go.jp/s_kihu_gaiyo.htm) を参照してください。

2. 特定寄付金 (損金算入限度額以内の場合)

「特定公益増進法人」(興南学園は該当します)に寄付された寄付金を特定寄付金といい、税制上、優遇措置の対象とされています。一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で損金に算入することができます。

優遇措置を受けるには、寄付のご入金後に、学園からお送りする①寄付金領収書②特定公益増進法人証明書(写)によって、法人税ご申告の際に手続きをしていただくことが必要です。

<損金算入限度額の計算方法>

A: 資本金等の金額 × 当期の月数 / 12 × 375 / 1000
B: 所得金額 × 6.25 / 100 (A+B) × 1/2 = 損金算入限度額

ご寄付の申し込み方法

図書館建設特別募金にご協力ください

1 金融機関からのご寄付



添付の振込用紙に必要な事項を記載の上金融機関の窓口へご提出ください。
なお、振込用紙に記載の金融機関の振込手数料は無料です。

2 本学 HP からのご寄付



<https://konan-h.ed.jp/donation>

以下の3種類の払込方法から選択いただけます。

- ① クレジットカード決済
- ② コンビニ決済(ファミリーマート、ローソン)
- ③ インターネットバンキング
ATM 決済(ペイジー)

※操作方法等の詳細はホームページをご覧ください。

3 本学窓口からのご寄付



事前に本学募金用ホームページから「寄付申込書」をダウンロードし、ご記入、ご持参いただきますと、当日の手続きがスムーズになります。
詳しくは事務局(募金担当)までお問い合わせください。

法人・団体の皆様につきましては、必要書類を送付させていただきますので、事務局(募金担当)までお申し出ください。

ご寄付者さまへの感謝・顕彰

寄付者銘板による顕彰

募集期間中、個人10万円、法人・団体50万円以上のご寄付をいただいた方には「60周年記念図書館にご芳名を刻銘し、末永く顕彰

高額寄付者

募集期間中の寄付累計額が、個人100万円以上、法人・団体500万円以上の方には、本学から感謝の意を込めて記念盾を贈呈

寄付者芳名帳への掲載

募集期間終了後、寄付者芳名帳を作成しご芳名を掲載

募金用ホームページ等への掲載

真心募金者一覧として学校HP等でご芳名を掲載

※ご芳名等の掲載にあたり、公表を希望されない方は、お申し込みの際、振込用紙等で匿名希望をご選択ください。

興南学園創立60周年記念ロゴについて



興南の頭文字アルファベット K 60周年記念 60

Kと60でつくられた右上に上がる形…上昇 躍進 未来
Kと60の間に形作られる白色、透過部分…校章のベン(筆跡)と翼
伝統を表す興南ブルー
現在の興南のイメージカラー…オレンジ 光沢…祝リボン

